個人資産税のホットな情報をお届けします

OSA通信 ＝第160号＝

2026.11.9
長掛栄一税理士事務所
【不定期発行】

★国税システムの更改とその一例としての相続税申告書

国税庁は令和8年9月24日に税務行政のデジタル化の一環として国税システムを次世代システムへと更改しました。国税庁のホームページではこれを周知するために「国税システムの更改について」というページを公開しています。今回はその周知内容の一部抜粋と、新システムにおける相続税申告書の様式についてご紹介します。（若林茂）

◎「国税システムの更改について」（一部抜粋）

申告書等の様式が変わりました

一部の書面申告書や申請・届出書、法定調書の様式が新しくなりました。様式変更に伴い、申告書の控用はなくなり、配色は原則白黒になりました。

※（書面提出時の注意事項）

・用紙については、原則A4版とし穴を開けたりのりづけはしないでクリップ等で留めて提出する。

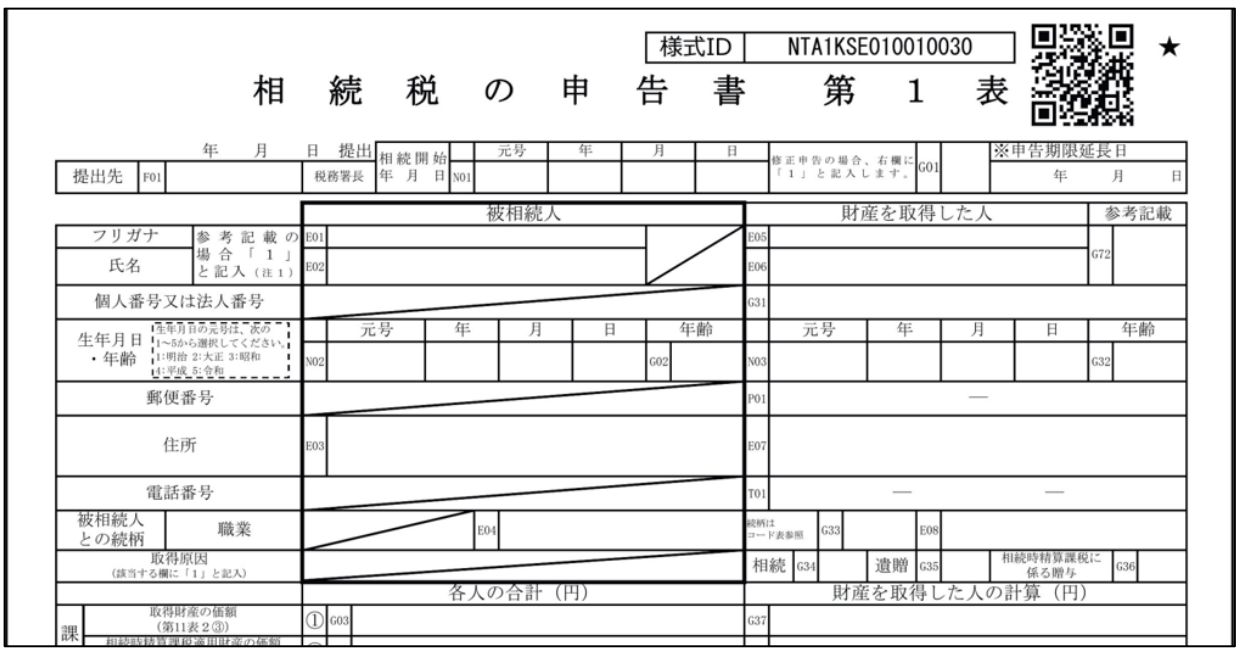
・印刷については、白黒印刷とし裏面が透ける場合は両面印刷を控える。

納付書等の様式が変わりました

漢字（旧字体等）の取り扱いが変わりました

◎改訂された相続税の申告書（第１表の一部）

令和8年用の相続税申告書は「AI-OCR」に対応した新様式となりました。
新様式では数字を入れる枠がなくなり、すべて白黒印刷となりました。



様式ID NTA1KSE010010030 ★

相　続　税　の　申　告　書　第　１　表

年　月　日　提出 / 相続開始 年 月 日 / 元号 年 月 日 / 修正申告の場合、右欄に「１」と記入します。 / ※申告期限延長日 年 月 日

提出先 / 税務署長

	被相続人	財産を取得した人	参考記載
フリガナ / 氏名（参考記載の場合「１」と記入（注１））	E01 / E02	E05 / E06	G72
個人番号又は法人番号		G31	
生年月日・年齢（生年月日の元号は、次の1～5から選択してください。1:明治 2:大正 3:昭和 4:平成 5:令和）	元号 年 月 日 年齢 N02 G02	元号 年 月 日 年齢 N03 G32	
郵便番号		P01 —	
住所	E03	E07	
電話番号		T01 — —	
被相続人との続柄 / 職業	E04	続柄はコード表参照 G33 E08	
取得原因（該当する欄に「１」と記入）		相続 G34 遺贈 G35 相続時精算課税に係る贈与 G36	
	各人の合計（円）	財産を取得した人の計算（円）	
課 取得財産の価額（第11表２③）	① G03	G37	
相続時精算課税適用財産の価額	②		

◎まとめ

今回の様式変更では、税務署のAIが読み取りやすいように識別コードが追加されたことなどにより1ページ当たりの情報量が増え文字はさらに小さくなり、AIには優しいが人には優しくない申告書となっています。令和7年度の相続税申告での電子申告利用率が約70%であることを考えると、まだ約30%の人が書面での申告となっていますが、特にその中でも作成ソフトなどを使わずに自分で申告を行う方などには見づらくなったという印象です。

また、税務行政のデジタル化より各種オンライン手続が拡充したとの理由から、令和8年10月1日から税務署総合窓口の受付時間が原則午前９時から午後３時までと短縮されています。（ただし、税務署の開庁時間は午前８時30分から午後５時）　ご注意ください。

Copyright 2026 Eiichi Osakake Certified Tax Accountant Office. All rights reserved.